

令和5年10月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年10月24日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時30分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	吉田 美和子
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	増田 慎
教職員企画課長	野村 雅朗
参事兼教職員人事課長	田村 暢
高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	大河原 邦治
特別支援教育課長	片山 葉子
生涯学習課長	信太 雄一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会10月定例会 会議日程

日時 令和5年10月24日（火）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|---|
| 定教第24号議案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 定教第25号議案 | 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について |
| 定教第26号議案 | 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針について |
| 定教第27号議案 | 人事案件について |
| 定教第28号議案 | 人事案件について |

日程第2

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 報第10号 | 令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について |
| 報第11号 | 神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について |

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---|
| 報告1 | 令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和4年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について |
|-----|---|

教育委員会10月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会10月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですけれども、笠原委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」ほか4件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」ほか1件の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和4年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について」の報告があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第27号議案及び定教第28号議案は人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第24号議案に入ります。

定教第24号議案 **神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則**
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル01をお開きください。定教第24号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に

関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

「定教第24号議案」の1/4ページをご覧ください。提案理由ですが、神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

2/4ページと3/4ページが、改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容については、4/4ページの「定教第24号議案関係」でご説明します。まず、「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。

次に、「2 改正の内容」ですが、規則の「別表第1」「(1)」に記載のとおり、新たに設置する厚木王子高等学校の項を追加し、その課程と学科を定めるとともに、「(2)」に記載のとおり、再編・統合する高等学校の項を削除します。

「3 施行期日」については、令和5年11月1日から施行するものとし、再編・統合する厚木東高等学校と厚木商業高等学校の項を削る改正規定については、令和6年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

 それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いたします。

教育長 ただいまの定教第24号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員お願いたします。

下城委員 では次に、日程第1の定教第25号議案に移ります。

定教第25号議案 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について

 説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル02「定教第25号議案」をお開きください。1/17ページの提案にありますように、令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者募集に係る生徒入学定員について決定していただきたく付議するものです。議案の内容として、各県立高校ごとの入学定員の数をお示ししておりますので、まずはじめに、定員計画策定に当たっての考え方

等の全体像について説明しますので、ファイルの14/17ページ「資料1」「令和6年度の「高等学校生徒入学定員計画」の策定について」をご覧ください。

「1 令和6年度定員計画策定の考え方」では、考え方を2点示しており、1点目は「(1) 合意事項の基本的な考え方の視点の達成」の枠内にありますように、三つの視点の達成を図っていきますが、こちらは神奈川県公立高等学校設置者会議における合意事項の基本的な考え方に示されたもので、内容としては前年度と同様となっております。2点目は「(2)」にありますように、実現を目指す定員目標を設定する方式を継続することといたしました。

以上の考え方を踏まえまして、「2 令和6年度の定員計画の策定について」では、全日制進学実績の向上を推進するために、公私各々が実現を目指す入学定員目標を明確にすることとし、公立中学校卒業予定者67,003人のうち、公立は39,850人程度、私立は14,950人程度を入学定員の目標としました。

では、この入学定員目標を基に公立高校の定員計画を策定しましたので、15/17ページ「資料2」「令和6年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員計画について」をご覧ください。「1 公立中学校卒業予定者数の推移」ですが、表の太枠にありますように、令和6年3月の公立中学校卒業予定者は、67,003人を見込んでおり、前年から999人減となります。

この生徒たちを受け入れる定員枠としまして、「2 全日制入学定員について」の表の太枠の中、「公立 A」の部分をご覧ください。「①合意による公立の入学定員目標」は39,850人で、前年から900人の減となります。「②県外等からの入学者」の受け入れ分として457人、「④」海外からの帰国生徒や在県の外国籍の生徒の特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び中途退学者募集を合わせた「特別募集等」の定員が661人、ここまでの合計から「③併設型中学校からの入学者」360人を引いた数が、公立高校の「⑤募集定員」で40,608人となります。次に、入学定員数ですが、「⑤募集定員」に、県立神奈川総合高校で7月に実施する「⑥後期募集」の定員の20人、来年の4月以降の転入学、編入学を見込んだ「⑦転編入定員」の205人、「③併設型中学校からの入学者」数の360人を足しまして、「⑧入学定員」は41,193人となり、「⑨学級数」は1,039クラスとなります。今回付議しております県立分としては、表の太枠のなか、2段目が県立の数値で、「⑧入学定員」が37,433人、「⑨学級数」は945クラスとなります。

続いて、「3 定時制入学定員について」の表の太枠の中、「公立 A」の部分をご覧ください。「①一般募集」の2,828人と「②特別募集」の52人を足しまして、「③入学定員」が2,880人となり、「④学級数」としては82クラスとなります。そして、表の太枠の中、2段目が県立分となりまして、「③入学定員」が1,960人、「④学級数」は56クラスとなります。

次に、「4 通信制入学定員について」ですが、令和6年度の入学定員については、今回の付議に係る県立の入学定員として、表の太枠のなかの記載のとおり、1,520人としております。

続いて、16/17ページ「資料3」「令和6年度県立高等学校学級増減対象校一覧」をご覧ください。こちらは、令和5年度の募集学級数との比較になっており、今回の定員計画に係る学級増減の対象校を課程及び学科別にお示ししております。先ほどもご

説明したように、令和6年3月の公立中学校卒業予定者数は、前年から999人減少する見込みです。学級増減に当たっては、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）や各学校の施設状況等を考慮した上で調整いたしました。全日制課程においては、17/17ページ「（5）増減学級数合計」のとおり、県立高校28校で10学級増、34学級減し、最終的に24学級減となっております。定時制課程においては、募集学級数の増減はありません。なお、各県立高校ごとの入学定員等については「定教第25号議案」のとおりとなっております。

今後の予定ですが、市立高校を設置する各市教育委員会において、市立高校の定員を議決後、10月26日に公立高校全体の定員について記者発表を予定しております。

以上で、定教第25号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

笠原委員 16/17ページの「資料3」普通科の学級数の減のところ、再編のところの学級増減は別として、大井高校が4から2に減、他は1減ですが、大井高校の2減の背景を教えてくださいいただけますか。

高校教育課長 大井高校については、令和8年度に小田原城北工業高校と再編・統合の予定です。そのときに、活用校の方に併置という形で入ってくるのですが、活用校の施設の規模などを勘案しまして、普通科がこの程度のクラス数ということで調整しております。大井高校もクリエイティブスクールということになりますので、2クラス規模で募集をして、30人程度の学級で展開することなども想定されております。

笠原委員 頭を整理して、追加の質問を後でさせていただきます。

下城委員 よろしいでしょうか。他にありましたら。では、私から聞かせてください。
最初の15/17ページ「資料2」「1 公立中学校卒業予定者数の推移」のところで、令和2年から3年と、2年続けて減少しているの、少子化の現れかなと。神奈川県は遅いと言われていたのですが、それができていたのかなというところが、令和4年、5年と増に転じたというのは、新型コロナでリモートワークとかになって、転入者が逆に増えたという。それが令和6年で999人減という、もう1回、また減少に転じたということなのだと思うのですが、ただ、減少に転じたとはいえ、来年の予想では722人減、減少がいったん鈍る。その次、92人減、また鈍る。その次は1,633人減が多いのですが、その次にまた、13人増と予想されているという。小学生の数が多いのかもしれませんが、急激に減っていくというわけではない中でのクラス数の減少。今回、県立は24クラスの減少ですかね。減らし過ぎを心配するわけですが、令和4年、5年と増加に転じたところで、ある程度増やしたのでしょうか。それを減らす方向での24減。あるいは、増やしてはいないのだけど、24減というのは減らすのを少し控えているという、そういうことになるのでしょうか。その辺、新型コロナとの関係なのですが、教えてください。

高校教育課長 中学校の卒業予定者数の想定される人数が、公立と私立と入学定員の目標を決めますので、その調整の中で、学級数は毎年度、検討しております。ですので、生徒が増した場合には、その生徒たちを受け入れるだけの枠を確保することになりますし、減した場合には、それに見合った形での枠を設定することになります。昨年度、一昨年度についてはクラスを増して、次の入試に関しては、卒業予定者数が減っているというところでクラス数も減しております。

下城委員 県立高校ですけど、入学定員の充足率（全日制進学率）の目標90%を超えるというのがありますよね。それがなかなか神奈川県は難しい、89%ぐらいでずっときているというところの微妙なことと一番ダイレクトに関係するというか、調整のできるころなのだろうなと思っているので、その辺ですよ。通信制とかの定員は維持されているという中で、この増減をどうするかという。微妙なところなのだと思うので、よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。笠原委員はよろしいですか。

笠原委員 先ほどお話にあった小田原城北工業高校も、6から4で2減です。クリエイティブスクールとして30人程度で学級編成をしていくということなのですが、集団のあり方というか、今後どのぐらいの学級数になるかというのは、ここから分からないわけですが、少なくともこの視点として挙げられている3点に関して、その視点が担保できるような人数で対応していると理解したのですが、ただやはり、県西地域の学級減の状況が他地域に比べて非常に大きいので、このことがもたらす影響というのは、多分、私たちが思っている以上にあるのかなという気がしているので、この辺りをどうするかというので、県立高校の枠の中だけで考えられる問題ではないのですが、その辺も含めて、再編・統合のあり方というところを考えていかないと、地域の活性化というか、地域のあり方にも関わってくるかなと、少し気になっているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第25号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、進行の関係から、日程第2の報第11号に移ります。

報第11号

神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル07をご覧ください。報第11号「神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について」です。

附属機関の設置に関する条例に基づき設置されております神奈川県産業教育審議会は、「産業教育に関する重要事項につき、教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する」と定められております。2022年度から2024年度の審議会では、「地域や社会の持続的な発展を担う産業人材育成のあり方について～専門学科におけるデジタル社会の実現に向けた人材の育成～」について審議依頼をし、14名の委員を選任し、3月23日に第1回審議会を開催しました。令和5年度になり、一般社団法人神奈川県経営者協会及び県公立中学校長会から、改めて委員の推薦を受けたことから、前任者を解任するとともに、新たに、関口明彦氏、宮坂賀則氏を選任しました。なお、任期途中であることから、今回、残任期間について委嘱しました。

また、資料3/3ページに「新旧委員名簿」を記載していますので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。

下城委員 質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。デジタルの答申をしていただくということですね。

高校教育課長 「地域や社会の持続的な発展を担う産業人材育成のあり方について」で、テーマが「専門学科におけるデジタル社会の実現に向けた人材の育成」になっておりますので、地域や社会の持続的な発展を担う産業人材の育成ということについても、審議をしていただき、また、その項目としてデジタル社会の実現に向けた人材の育成ということについても、審議をいただいております。

下城委員 来年度、答申が出る予定であると。
他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、報告は以上とします。
次に、進行の関係から協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和4年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について

行政課長

ファイル08をお開きください。「令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和4年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について」ご報告します。

1/68ページをご覧ください。はじめに、「1 進路の状況」です。この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と、本県が実施する「公立高等学校等生徒の異動及び進路に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立高等学校、公立中等教育学校後期課程及び公立特別支援学校高等部を今年3月に卒業した者の進路状況をまとめたもので、調査対象は資料記載のとおりです。【集計結果のポイント】ですが、まず、一つ目の○(丸)、公立高等学校等の全日制課程を今年3月に卒業した者の総数は39,205人で、前年度に比べ1,799人減少し、そのうち大学等進学者数は24,867人、卒業生総数に占める構成比は63.4%で、前年度に比べ2.5ポイント上昇しました。また、就職者数は3,288人、構成比は8.4%で、前年度に比べ0.6ポイント低下しました。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、今年3月に卒業した者の総数は1,153人で、前年度に比べ134人減少し、そのうち大学等進学者は141人、卒業生総数に占める構成比は12.2%で、前年度に比べ1.6ポイント上昇しました。就職者は399人、構成比は34.6%で、前年度に比べ0.6ポイント低下しました。三つ目の○(丸)、通信制課程ですが、今年3月に卒業した者の総数は684人で、前年度に比べ21人増加し、そのうち大学等進学者は70人、卒業生総数に占める構成比は10.2%で、前年度に比べ2.7ポイント上昇しました。就職者は368人、構成比は53.8%で、前年度に比べ1.7ポイント低下しました。四つ目の○(丸)、特別支援学校高等部ですが、今年3月に卒業した者の総数は1,431人で、前年度に比べ27人減少し、そのうち就職者は341人、卒業生総数に占める構成比は23.8%で、前年度に比べ2.3ポイント低下しました。

次のページにある「表1」から「表4」は、それぞれ、ただいまご説明した全日制、定時制、通信制及び特別支援学校高等部の進路状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧ください。

続きまして、3/68ページをご覧ください。次に、「2 異動の状況」です。この調査は、本県が実施する資料記載の二つの調査と、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立高等学校等生徒の令和4年度における転・編入者、転出者、退学者、長期欠席者などの状況をまとめたもので、調査対象は資料記載のとおりです。【集計結果のポイント】ですが、一つ目の○(丸)、全日制課程の令和4年度当初在籍生徒数は119,334人で、そのうち年度内の退学者は1,262人、構成比は1.06%で、前年度に比べ0.17ポイント上昇しております。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、令和4年度当初在籍生徒数は4,777人で、そのうち年度内の退学者は463人、構成比は9.69%で、前年度に比べ0.80ポイント上昇しております。三つ目の○(丸)、通信制課程ですが、令和4年度当初在籍生徒数は3,671人で、そのうち年度内の退学者は287人、構成比は7.82%で、前年度に比べ1.29ポイント低下しております。

次のページにある「表5」から「表7」は、それぞれ、ただ今ご説明した全日制、定時制及び通信制の異動状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。吉田委員。

吉田委員 まず、1/68ページで、特別支援学校を卒業した者の総数1,431人、就職者数が341人。それ以外の人はどうしていますか、という質問が一つ。卒業して進学した人以外はどうしているか。

それともう一つ、退学者のデータを全日制、定時制、通信制等、出されていますけれども、退学後のフォローアップというのは何かしていますか。ただ辞めたというだけ、その後どうしたかという形の調査というものはあるものですか、ということを知りたい。

私は、どこかで、教育というのはリターンマッチのチャンスを与えることだと思っているので、こういう多少なりとも、退学したとか、ある意味でのドロップアウト的な人たちがその後どうなったのか、どうしてあげることが一番良いのか、ということを重ねたいと思うので、分かる範囲でよいから教えてください。

特別支援課長 まず、特別支援学校の卒業生の状況ですが、大学等への進学、それから、一般企業に就職される方、それから、福祉的就労をされる方、そして、生活介護事業所等の福祉施設を利用される方というような選択肢があります。

吉田委員 選択肢があるのは十分承知しています。具体的にどのような形になっていますか。私は、特別支援学校の学校医と相談員を3、4校やっていて、その子が卒業した後、何人か見ている子どもたちもいるのです。医療に関わるような形でやっている人たちに、私がいつも言うのは「あなたの背中を見て、みんな在校生たちが目標にして頑張っているから、是非そうやっていってほしい」という形で、一生懸命サポートしているつもりなので、そういった形でどうなったか。そして、そうやって頑張っている人たちを上手く在校生側に、あるいは先生たちにフィードバックして、そういう社会参加というか、いわゆる特別支援学校でも、一般と同じような形で、就労、あるいは、そういったチャンスを与えてほしいなと思うので、また、さらに深い、いろいろなフォローアップをして、応援してやってほしいとお願いいたします。これは要望ですから、それで結構です。

2番目の質問はどうでしょうか。退学した人たちが一体どうしてるのだろうか。

行政課長 通信制の退学者に関しては「その他」という形で、一定の期間履修されないということでの除籍が多いのですが、その後の状況のフォローというのは、統計上はしていない状況です。

吉田委員 私は、横浜修悠館高校で同じように担当して、いろいろやっていますが、あその学校では本当に、二十歳を超えた、結構上の人たちも、また更にトライして頑張って勉強して、いろいろな形でステップアップをしている、そういった人たちがいます。ですから、こういった人たち、いったん昔の言い方をすれば、若気の至りというので

すか、何かでもめた、親ともめた、先生ともめた、いろいろやったけど、少し思い直してそういったところに再チャレンジしたとか、あるいはいろいろなところで頑張っているということ。当然大変なフォローアップだと思うのですが、案外この辺のフォローが非常に大事なことかと。というのは、優秀な人たちは放っておいても、そこそ自分たちで頑張っているという思いがあって、むしろ、このような人たちをどうやってサポートしていくかということ、教育委員としては一番応援してあげたいなという思いがあるので、是非、今まで実施されていなかった、そういったようなこと、いろいろやるのは大変かと思うのですが、どこかでやはりそういった形で応援してあげてほしいなという思いがあるので、これも要望として聞いていただければそれで結構です。

行政課長

一点、補足でお伝えしたいと思うのですが、先ほどの退学者の退学後の進路の状況なのですが、59/68ページに通信制に関しまして、項目で拾っている。退学の理由としては、先ほど申し上げた除籍が多い状況で、それ以外の項目も含めて、こういった形で状況は追っている部分はあるのですが、どうしても「その他・不明」の部分というのが、学校側でつかみきれてないという状況が多いという次第です。

下城委員

今の吉田委員の質問に私から追加で、先ほどの県立高校の定員計画の中に、中途退学者募集の定員がありました。あれは多分それに該当するのだと思いますが、何かそういう、もう一回高校で学び直したいという人に対するのキャンペーンというのですか、啓発も含めて、どのように展開されているのか教えてください。単に「制度があります」というだけではなくて、それを例えば広報されていますよね。

高校教育課長

今までポスターなども作っていたのですが、今年度から電子データで送る形にはなっているのですが、定時制や通信制高校についての周知の広報などはしております。

下城委員

そういう呼びかけがきちんと届くように、それから、退学者が増えているというのも気にはなっていたのですが、例えば、新型コロナの後遺症が結構重い人がいて、にっちもさっちもいかないというのが高校生ぐらいでもあるみたい聞いています。だから、それに限らないと思うのですが、退学者がなぜ増えていると分析されているのか。それから、その先ですよ。その人たちをどうフォローするのか。

私は大学で教えていますけど、新型コロナで大学に来られなくなった。新型コロナの最初、大学が全部オンラインになって、自宅から、地元から、オンラインで授業を受けなさいと。結局、地方から出てきて、本来なら横浜のキャンパスのそばに部屋を借りてとなる人たちが、地元に残ったままオンラインで1年間、2年間と受講を続けるようになったのですよね。そのときに友達ができないとか、オンライン以外で全然大学に参加した気になれないとか、いろいろな問題があって、「大学がどうするのだ」と言われたのですが「子どもたちは地元にいるでしょう」と、「高校を卒業したまま、高校の友達と一緒に状況の中で地元にいるではないですか。どちらが面倒を見るのですか」と、私、県教育委員会です。そのときは緊急の間

題で仕方なかったのですけど。同じような話で、退学した子たちのフォローを誰がするのかという。今の吉田先生の質問は、もう高校を退学したのだから、とはいえ、普通に進んでいけば、まだ2年生、3年生の年齢の子たちをどう、誰が、どこが、きちんとフォローアップしていくのかという質問になってくると思うのです。一つはやはり、高校は退学させたのだけれども、高校が見ていくというのがあるのだろうなと思っていて、そこがきちんとやられていますか、という質問だったような気がするので、もう一度、お答えをお願いできればと思います。

高校教育課長 県立高校を退学する生徒に対しては、県教育委員会の方で「高校を中途退学したあなたへ」というリーフレットを作っておりまして、それを学校の方には「退学するときに渡してください」というお願いをしています。その中には就労などの相談先なども書いてありますが、「何かあったら高校の方にも相談に来てください」という対応をしております。ただ、現実的には、来てくれる退学された方もいらっしゃいますが、なかなか来ていただけない方もいるのが現実かと考えております。

下城委員 もう一つ、全体として退学者が増えているというのは、どう分析されているのでしょうか。

高校教育課長 新型コロナのことだけではなく、まず、高校に入学する際に、学校の特色であるとか、その高校で何をしたいのかとか、そういったようなことが十分ではないままに受験をしたことで、学校に入ってから、なかなか思い描いていたものと違ったりとか、勉強に目が向かなかつたりとかというようなことで、学校に足が向かなくなったり、それから、なかなか単位が取れないというような状況から、進路変更していくというようなことが、退学する理由の一つとは考えております。

下城委員 ミスマッチからの退学だったのなら、なるべく早く退学して、その次の進路へ新しく進んだ方がよい場合もあると思いますけど、一方で、不登校も増えていましたよね。これは全国的なので、いじめもなのかな。つまり、新型コロナ明けで戻ってきて、新型コロナの間、家にいたために分らないけれども、コミュニケーションが上手く取れなく、これは大学もたくさん出てきているような気がして、心配して見ているところなのですけども、コミュニケーションが下手だと。せっかくキャンパスに戻って来られたのに、上手くコミュニケーションが取れていないような大学生が多いような気が私もしているのですが、そういうことからか全体として不登校が増えている、いじめが増えている。その中に、やはり退学まで行ってしまうという例もあるのですか。

高校教育課長 高校の場合は、不登校が続くと、出席がかなわず単位修得に至らないということで、学習面と生活面の両方ということかと思いますが、そのままでは高校卒業に結びついていかないということで、本人や保護者の方と相談しながら、進路変更になっていくということはあるかと思いますが。

下城委員 他にいかがでしょう。

笠原委員 今のお話を引き継ぐ形で、高校の不登校と中途退学については、私も気にしています。一時、不登校にしても中途退学にしても、横ばいというか、それほど大きな変化はなかったのですが、ここに来て、不登校者がかなり急激に増え、また、中途退学者も増えていくという状況がある中で、かつて、なかなか生徒指導上困難な学校に、そういう生徒たちに対応できるような教師集団がいて、非常に丁寧に生徒に関わりながら、退学に至らないような形でのフォローアップというのをかなりしていたように思うのです。だけど、そういうものというのは、なかなか次に引き継いでいられないし、人事によって大きく変わって行って、新たに来た人たちにそういうノウハウが伝わっていかなかったりするという部分も、全くなきにしもあらずだろうと思うのです。現状として、先ほどの高校教育課長のお話にもあるように、不登校になってしまふとなかなか対応ができないから、その前の段階で、まずは学校に来てもらう、そして退学に至らないようにするというような、その辺の指導の体制というのでしょうか。力量も含めてですけれども、現状としてどういう認識でいるか、まずお聞きしたいのですが。

学校支援課長 今、笠原委員からお尋ねがあったように、新型コロナの感染が収まって、それがだんだんと前の環境に戻りつつある中で、生活環境の変化で、急に生活リズムが乱れやすい状況とかがあろうかと。やはり生徒が、今、笠原委員からお話がありましたように、急に学校に来て、生徒同士とか、先生とかでそういう機会が増える中で衝突ですとか、あるいは不登校、そういう生徒がつながったものと考えております。そういう経過もたどりながら、こういう問題はどの生徒にも起こるということを認識しながら、学校では、いわゆる教育相談コーディネーターを中心として、これは何回もこういう場でもお話ししていると思うのですが、専門人材であるスクールカウンセラーですとか、外部につなぐということ言えばスクールソーシャルワーカーと連携しながらチーム一体となって、学校内、あるいは県教育委員会と、力を合わせながら、そういう児童・生徒たちに対応していきたいと考えております。

笠原委員 そのとおりなので反論はないのですけれども、例えば、田奈高校のクリエイティブスクールのカフェの取組とか、今と過去、単純に比較はできませんけれども、粘り強い先生方の取組とか、NPOとの連携の中で、できるだけ中途退学をしない、そして、その次のステップに行かれるような指導をしていただいている。クリエイティブスクールも県内に増えていてノウハウも少しずつは広がっているのでしょうけれども、今のご説明にもあったように、本当にどのお子さんがそういう状態になるかは誰も分からないわけです。そうすると、関わっている先生方だけではなくて、全ての先生方がそういう目線に対応していかないと、なかなか難しいだろうと思います。それで、資料を拝見すると、やはり専門学科の生徒の退学率が他の二つの学科に比べると多いし、急激に増えてきているというこの状態は、先ほどのご説明にあるように、中学校での進路指導の問題だということもあるのですが、具体的に何かその辺のところについて、例えば、中学校と高校とでの進路の話合いの場とかで取り上げて話し合

われているのかどうかとか、その問題に対しての、今までの対応があれば教えてほしいです。

高校教育課長 退学者ということを話題にしての話合いは、例えば、中学校・高校の進路指導協議会のような場では行ってはいないのですが、専門高校については、どういった学びを行うのかということの広報については、専門高校の紹介のリーフレットを作ったり、専門高校の学びは実際に体験していただくとより理解が深まるということで、全公立展であるとか産業教育フェアであるとか、そういったような機会に、中学生に来ていただいて体験する機会を作るであるとか、そういったところで専門高校への理解を深めていただくといったような取組はこれまでも行っておりましたし、新型コロナでできなかった時期もあったのですが、今後もそういったことについては、一層取り組んでいきたいと考えております。

笠原委員 先ほど高校教育課長から「中学校の進路指導の課題があるのではないかと」ご発言があったので、そういう課題意識があるのであれば、例えばその課題意識を共有する場で、その問題を取り上げて、そのことに対してどうするかという話合いがあっても、私はおかしくないだろうなという気がするのです。課題意識はあるけれども「広報によってやります」というのは、やはり少し違うし、それは生徒側であるとか保護者側に、ある意味、選択肢を預けてしまっているような気がして、話を伺っていくと、中学校の先生方が、全県一区になって特に専門学科のことに関しての知識であるとか、説明が十分できない状況もあるということは、多分了解していると思うのですが、そういう一つひとつのところを丁寧に対応していかないと、なかなかこういう問題は、これだけやればよいということではないと思うのですが、その辺についても、もう少し対応が必要だと思っているので、今後、具体的な手だて等がなされていくことを期待したいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 退学率についてのお話があったのですが、長期欠席率についても伺いたいと思います。全日制と定時制それぞれで、令和4年度が過去最高になったということで、この背景は、先ほどの退学率のところと重なるものなのか、もう少し長期欠席率のところ、理由があるのかお聞かせいただけますでしょうか。今回、過去最高の令和4年度の数値が出たということで、理由としては、退学率の先ほどのご説明と重なるのか、それとも独自のものがあるのか。

行政課長 長期欠席率に関しては、62/68ページの「第16表」にあります。その中で、その理由を調査しております。「病気・けが」「経済的理由」「不登校」「その他」という形で分析している状況でして、結果としてこういう形で取りまとめているので、個々の事案の理由までは追いきれていない状況です。

常陸委員 先ほどお話にもありましたとおり、長期欠席がやはり退学につながっていくという

ところもあるかと思しますので、その辺りの分析もタイミングで進めていただければと思います。

下城委員 はい。佐藤委員

佐藤委員 残念ながら中途退学となるのが今後も増えるのかもしれないと思うのですが、先ほど、下城委員からの「どういう広報をしているか」ということのご質問に対して「ポスター等を送っている」というお話があったのですが、高校に送ってもそこに中途退学者はもういないというわけなので、どこに、どうしたらそういう情報が届くのかということをもう少し分析した方がよいのではないかと思います。あと、これは日本の学校にかなり特有というか、強い傾向があると思うのですが、同年齢集団の縛りというのがすごく強くと感じておられて、原級留置きであったり、あるいは、再入学して歳の若い子と一緒に勉強することが恥ずかしいと思うような、そういう風潮があると思うので、先ほど下城委員からキャンペーンという言葉をお使いになったと思うのですが、そういうことは恥ずかしくないし、いつでも学校は開かれているというような、キャンペーンとは言わないかもしれないのですが、そういった意識改革みたいなことをしかけていくということもあってよいのではないかと思います。

吉田委員 この退学率は、神奈川県は、他の県と比べての比較はありますか。多いのか、少ないのか、変わらないのか。

学校支援課長 国の調査によると、国立、公立、私立を合わせて神奈川県として、公立というくりではなくてしまうのですが、先だっの国の調査によりますと、中途退学者数については、神奈川県は数だけでいうと全国3番目。

吉田委員 多いのか。

学校支援課長 多い。上から数えて3番目。ただ、率ということだけでいうと上から11番目。

吉田委員 それは生徒数が多いから、そういう意味ですね。11番目の方が理にかなった数字だと思いますけれど、いずれにしても、なるべく減らしていきたいよね、何かしらのケアをしてあげたいよね、そういうような思い。例えば、私の友人に工業団地に会社を持っている人たちがいたり、あるいは、私自身が看護学校の副校長も担当していますので、そういう子どもたちが入って大体半年ぐらい経ったところで「うちの子はどうしていますか」と電話1本入る学校があるのですよ。国語の先生などが「うちの子は卒業して半年ぐらい、うまくやっていますか」と工業団地の社長にわざわざ電話をする。そういう子どもたち、そういう先生、そういう学校だと、非常に良いのですよ。少し挫けそうになった子どもたちが「ほら、担任からこうやって頑張っているかと聞かれているぞ」その一言で頑張ってまた立ち直ってやっていく子どもたちもいっぱいいる。逆に、半年ぐらいで辞めたので、高校の方に「こういう形で申し訳ない。退学

しました」とか「退職しました」と言うと、誰か別の人が「はい。分かりました。伝えておきます」ぐらいの形で対応が終わる。何となくその辺の温度差を非常に感じる。知事が「生徒目線で」という、あるいは「誰一人取り残さない」というのは、そういうことだと思う。きちんとそういったところの対応をしっかりとしながら、それに関してはコーディネーターでもよいでしょうし、OBでもよいでしょうし、たった電話一本のそういった形で随分変わるのだったら、何かしらの取組を少しやっていて、神奈川県でそういったものが日本で一番少ないのだというような形で実践していただきたい、そのように思うので、一つよろしくお願ひしたいと思います。何度も言いますが、そこそこ上手くやっているのは、放っておいても上手くいくからね。医師国家試験でも大学に関与するのですけれども、その部分の人たちをどれだけ応援して、底上げして、やる気を出させるかという形で、結果的な数字がずっと変わってくるので、その辺のところのケアをもっともっとこれから考えていく取組をやっていきましょうよ、ということです。

笠原委員

やはり、せっかく入学してきた生徒たちが、途中で志を諦めざるを得ないような状況になってしまうということが、数としてこういう形で現れてくると、何とかして防いでいきたいと思うのは誰しも同じことだと思うのです。例えば、特別支援学校は、就労した3年間ぐらいフォローアップで、子どもたちがその就労場所にきちんとなじんでいるかどうかということを確認しながら、次のステップに行くような対応をしている。それは、人数的な問題もあるのだろうと思うのですけれども、やはり発想の転換というか、今までのやり方を踏襲していれば、多分、ある程度のところまでにはなるのでしょうか、少なくとも、こういうふうにな登校者が急激に増えている、退学者がまた増える方に変わってきているという状況を、佐藤委員がおっしゃるように、きちんともう1回分析をして、もっと違う角度から対応していくという発想も必要だと思うのです。先ほどお話しした「進路指導の委員会の場面はそういう話はするところではないので」となっていけば、いつまで経っても変わらないわけです。私は「新たにそのような会議を立ち上げてほしい」とか「新たに何かを」と言っているのではなく、既存の会議体があるなら、その会議体のあり方であるとか運営の仕方を変えながら、例えば中学生にとって適切な進路を選べる方向になるのか、中途退学を防げるような方法になるために中学校側としてどう努力をしていくか、ということと同時に、高校は受け入れたら、その子たちをどういうふうフォローアップしていくかというところが、一緒に話し合っていない限り、なかなか解決は難しいだろうと思うのです。それから、授業を拝見すると、新しい授業の形態が、高校の中で定着をしている部分と、まだまだ改善が必要なところがある。この間伺った学校では、もう自分は分からないのが当たり前として教室に座っているから、その時間が過ぎればよいのだという感覚でいる。それが3年間は、やはり持たないだろうと思うのです。これから社会を担っていく子どもたちの大事な学校教育の時代で、高校段階というところをどう充実させていくかという質的な点からの見直しというのは、やはり早急にしていってほしいという気がしています。

下城委員

他に。

吉田委員

神奈川県私学に関して、横浜駅西口に私学修学支援センターがあります。私は神奈川県全体の私学のスーパーバイザーをやっている、私が派遣している臨床心理士がそこに、各学校の私学のそれぞれの学校で対応していたのだったら大変だからという形で、私学修学支援センターに不登校の子どもたちが通うようなシステムがある。臨床心理士がここでいろいろやったり、あるいは、そのお母さんたちに私が講演させていただいたり、いろいろな対応がある。だから、ある意味では非常に効率が良く、結構機能しているのですよ。それぞれでやると大変だけど、ここで集まって皆でやって、授業やあるいはコミュニケーションスキルをつけていきましょう。だから、それぞれ不登校の状態にいる子どもたちに、この子どもたちが将来役に立つためには、そういった場所に集まって、コミュニケーションとかいろいろな形の話をしたり、臨床心理士が対応したりしてという、そういう授業は、場合によっては、学校によっては、ある程度、出席の単位に換算してくれる学校もあつたりもするので、県立として同時に同じようなことを行うのは難しいかもしれないですけど、それぞれの学校で問題があるのであれば、どこかに一か所、そういったような形で集まるという対応もこれからやっていける手段の一つかなと思うので、相談していきたいと思います。だから、一度、私学修学支援センターに見に来てくださいとお願いをされていて、知事もそういったような形で、コロナ前に言っていたので、実際そういった形で対応もやっていきましょう。

下城委員

他にいかがでしょうか。

支援部長

今、お話いただいたことに関しては、かながわ子どもサポートドックという仕組みで、全ての県立高校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しています。その中で、スクリーニングと呼んでいるのですが、先生方に大勢の目で、子ども一人ひとりを見ていく仕組みを、この9月から本格的に始めています。そうした中で、子どもたちの見方について、とても変化してきたという声を各学校から頂いています。先ほど、教育相談コーディネーターを中心というお話をしましたが、そういった今ある仕組みをしっかりと進めていくというのが一つあるかと思っています。また、その中でスクールソーシャルワーカーが、中途退学になりそうなお子さんとか不登校になりそうなお子さんとか、この先どうするかということで、例えば、広域通信制だったら学びが続けていかれるというお子さんについては、福祉的な支援につなげたり、いろいろな道筋が見え始めていますので、これからしっかりと取組を進めていきたいというところです。

また、中途退学の子どもたちに関しては、中途退学者のための進路情報説明会を年7回、各地域7か所で9月から取り組んでおりまして、今年度については、先週の土曜日でいったん終わったのですけれども、そこでいろいろ聞いたお声もありますので、そういったことを今後の進路指導に活かしていきたいと考えています。また、本日頂いたお話を今後活かしていければと考えております。

下城委員

サポートドックということで、神奈川県は準備して立ち上げていたのですが、今、

議論したのは、令和4年度の数字なので、実際にサポートドックが機能し始めるというか、効果を出し始めるのは、もう少し後になってくるかと。だから、来年ですよ。5年、6年という数字が、上がっていかずに下がっていくというふうになってくればいいと思いますけれども。ただ、令和4年度にここで数字が上がったというのは、新型コロナ後というのが新型コロナ前にはやはり戻っていないということですよ。大人たちは新型コロナ前に戻れたのかもしれないけど、子どもたちはそうはいかなかったのではないかと。だから、やはり、前に戻ってくるのだと見てはいけないと思うので、やはり、変わってきているのだということ念頭に、新しいこと、対策をしていかななくてはいいだろうと思いますし、それから、笠原委員がおっしゃったように、前からやっていたことが新型コロナでいったん止まったというような部分もあったかもしれないので、それも含めて、もっと全体的に質的な見直しを進めていかななくてはいいだろうな、合わせて、とにかく取り組んでいかないと、子どもたちの数字は、そう簡単には下がらないかもしれないということです。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告は、以上としたいと思います。

次に、進行の関係から日程第2の報第10号に移ります。

報第10号 令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰） について

説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 報第10号「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」ご説明いたします。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理して被表彰者を決定したことについて、教育委員会の指示事項に基づき報告を行うものです。

まず、本表彰制度の概要及び審査経過を「報第10号関係」の資料でご説明します。説明資料の7/9ページ「報第10号関係」をお開きください。「令和5年度神奈川県優秀授業実践教員表彰 制度の概要及び審査経過」です。「1 制度の概要」の「(1) 趣旨」ですが、教員の人材育成施策の一環として、学校教育における授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰するとともに、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するものです。「(2) 導入年度」「(3) 対象者」「(4) 表彰候補者の基準」「(5) 部門の内容」は、資料記載のとおりです。

「2 審査経過」ですが、資料記載のとおり、市町村教育委員会及び各県立学校長から推薦をいただいた表彰候補者に対し、授業観察や予備審査を経て審査会を行った上で決定しました。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は表の一番右側の太枠に記載のとおり、第1部門で計19名、第2部門で計26名の合計45名となりました。

8/9ページをお開きください。「4 被表彰者の活用」についてご説明します。

「(1) 校内や校外の教員に対する積極的な授業の公開」です。例年、各学校の校内で決まった期間に相互に授業を見学する機会や、初任者研修の他校訪問などの機会を積極的に活用し、1年以内に授業公開を1回以上行うこととしています。なお、令和4年度被表彰者の授業公開について「ア 授業の公開の実績」「イ 主な活用の結果、感想等」は資料記載のとおりです。

9/9ページをご覧ください。「(2) 教員研修等における講師に係る実績」です。被表彰者には、初任者研修などの基本研修などで講師をお願いしています。

「5 今後の予定」ですが、表彰式を11月10日金曜日に、県庁本庁舎3階大会議場において行う予定です。

2/9ページにお戻りください。こちらから、今回決定した被表彰者の一覧です。2/9ページから3/9ページに第1部門の19名、4/9ページから6/9ページに第2部門の26名を掲載していますので、ご確認いただければと思います。

報第10号については、説明は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員

こういう取組、授業が非常に優れていて表彰を受けて、その人たちが校内で授業を実施し、校内・校外の先生たちが授業を参観する仕組みに関して、私もある市で関わっている会議の中で、こういうお話があったのです。「新規採用の人も、若手の人たちも、模範となる授業を見る機会がとても少ない。だから、本当に良い授業とはどういう授業なのか分からない」という声が非常に多くて、その市の中で表彰した教員たちに定期的に授業公開をしてもらうことによってだいぶ変わってきているというお話です。こういう活動を拝見すると、小学校が一人当たり平均実施回数が6.1回、中学校が10回、高校・中等教育学校が5.8回ということなのですが、表彰された方への負担もあるかもしれないのですが、次の世代を育成したいですから、これから求められる教育のあり方とか、授業のあり方を実践できる方々に授業を実践していただく中で、参観者を増やしていくことがとても重要なかなと思っています。この制度ができた当時は、この人たちに負担がないようにということで、公開授業1回以上ということで上限は決めてはいなかったのです。負担にならないようにということと、学校から離れての研修にはできるだけ行かないようにという縛りがあったのですけれども、できた当時と状況も変わってきているし、学校の中に様々な人材が入ってきて、授業力というものが、なかなか向上させる機会がないと思うのです。これらは、もう少し活用方法を考えていく時期になってきているかなと思います。教師は子どもにとってのロールモデルであるということと、子どもの学びと教師の学びは相似形であるということが、これからの時代の中で求められていくとすると、やはり若い人たちがしっかりとした授業を見ていくということがすごく重要になってくると同時に、指導案を作成する、しないの問題ではもちろんないのですけれども、指導案そのものが書けないということも、授業を拝見していて危惧しているところなので、この辺りのところをもう一回整理をしていただいて、今の時代に合った表彰制度の内容にしていって、ちょうどよい時期なのかと思っていますので、その辺も是非ご検討いただけたらと思います。

下城委員

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私も一言だけ。今、笠原委員がおっしゃいましたけど、私も教員養成系大学で教えているので、教員を目指している学生たちに、指導案を作ることの大切さというものを一生懸命教えるのです。実習へ行くと、なかなか全部の授業の指導案をつくれぬ。頑張っている学生は全部作る学生がいます。例えば、「13回ぐらい授業をさせてもらって全部作りました」「それ以上に作りました」という学生も出てきます。神奈川県のご指導案のお手本がホームページにアップされていますよね。「現場では、あれを使って、こういうふうにするのだよ」という。なので、是非今、笠原委員がおっしゃったように、そういうことができるということを前提に、新しい人たちを、さらにベテランが背中を見せることで、支えにもなります。自信、安心にもなりますので、教師力を現場でアップしていくことをしてほしいと思います。そのための表彰があれば、公開授業は負担にはならないだろうと思うのです。数が少ないので、26人とか、20人とか、25人とかという、全部の学校の数、教員数からすれば、少し数が少ないので、もっと活発にしていかななくてはいけないのではないかと思います。お願いします。

他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員

結構負担があるということなので、先生の文化には少し馴染まないかもしれないですけど、表彰されたら金一封があるといいのかもしれないと思いました。

下城委員

どこに言うの。文部科学省に言うのか。

佐藤委員

独自予算で。

教職員企画課長

記念の盾を副賞でお渡ししています。

常陸委員

一点だけよろしいでしょうか。第1部門と第2部門で、第1部門はベテランの先生で、第2部門は10年、教職経験年数が比較的浅くて若い方ということかと思うのですけれども、その中で、40代で第2部門の方もいらっしゃるということで、この方は、教職の前に何かキャリアを築かれた方がいらっしゃるということですね。そういった方が、第2部門に入っているのですけれども、それまでの教職に至る過程のご経験が、今回の授業内容にも反映していたと考えると、授業実践の概要のところ、ご覧になった方が、この方をキャリアも含めて参考にしたいと分かるようなご説明というのは、どこかにあったりするのでしょうか。授業の様子を見たいといった方が、この先生のキャリアも含めて参考にできるような説明の機会はあるのでしょうか。

教職員企画課長

前歴も含めたような受賞者の紹介という仕方は、恐らくしていないと思います。

下城委員

少しフォローすると、非常に特徴のある授業をされていて、それを校長先生が見て、とてもよいではないかという。でしたら、ホームページで公開するなど、全県に

広めたいですね。そういうことはまだされてないのか。優秀授業みたいな。

教職員企画課長 全県に広げるという意味では、過去には、それをDVDにしてライブラリーで使用していた時期もあったのですが、ある期間からそれをやらなくなっています。

キャリアを含めたご紹介、そういうバックグラウンドというか、下地があってこうできているというような、そういうご紹介は考えていきたいと思います。

常陸委員 検討する上で取っ掛かりにもなるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第26号議案に移ります。

定教第26号議案 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針について
説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長 ファイル03をお開きください。定教第26号議案「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針について」です。提案理由ですが、部活動の地域移行を進める市町村の取組に資するよう、公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針の策定をいたしたく提案するものです。

まずは、53/54ページをご覧ください。「1 趣旨」についてですが、国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、各都道府県は、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた方針等を示すこととされたため、このたび、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定するものです。

「2 経過」については記載のとおりですが、県民意見募集の他、9月に県議会にも報告しました。

「3 方針の概要」についてですが、「(1) 策定の趣旨」「(2) 対象期間」「(3) 対象」については、記載のとおりです。「(4) 構成」です。「ア はじめに」において、方針の趣旨等を示し、「イ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」においては、データを中心に整理をしています。「ウ 本県における地域移行について」では、「(ア) 基本的な考え方」を示すとともに、「(イ) 地域移行を進める体制づくり」「(ウ) 段階的な地域移行に向けた取組」「(エ) 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保」といった内容について、県・市町村・クラブのそれぞれの役割を示しております。「エ 地域移行に向けて」では、各市町村の実情に応じて取組を進めることができるよう、フロー図を示しております。「オ 地域移行に係る実践事例集」では、取組を検討する市町村の参考となるよう、県内市町村における取組事例を紹介しております。方針(案)については、後ほどご説明をしま

す。

「4 今後の主な予定」ですが、県ホームページへの掲載や県内市町村、各種競技団体、各市文化団体に広く周知を図るとともに、各市町村における地域移行等の推進に向けた支援に取り組んでまいります。

それでは、方針（案）の内容についてご説明しますので、2/54ページの表紙にお戻りください。

まず、3/54ページをご覧ください。先ほどご説明した方針の構成のとおり、柱立てでまとめております。

5/54ページをご覧ください。「2 方針の性格」において、二つ目の■（四角）に記載のとおり、令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象とすること。

「3 方針の対象」には、公立中学校の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とすることを示しております。

6/54ページをご覧ください。「1 少子化の進行状況とその影響」について、生徒数の推移や入部率、教員の勤務時間の状況等について、10/54ページにかけて整理をしております。

11/54ページをご覧ください。「2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況」について、スポーツ団体や指導者等の状況、スポーツ・文化施設の設置状況等について、15/54ページにかけて整理をしております。

16/54ページをご覧ください。本県の「1 基本的な考え方」として、4点を示しております。「（1）持続可能な活動環境の整備」「（2）部活動指導員と外部指導者の活用」「（3）地域の実情に応じた取組」「（4）先行事例の波及」です。特に「（3）地域の実情に応じた取組」では、「各地域の実情に応じ、多様な手法の中から、それぞれの地域に適した方法を選択し、できるところから取組を進める」と記載しております。

17/54ページから24/54ページにおいては、それぞれの項目について、県・市町村・クラブそれぞれの役割を示しております。

26/54ページをご覧ください。各市町村において、顧問教員や外部指導者の状況、地域クラブは受け入れ可能かといった、それぞれの状況に応じて取組を進めることができるよう、フロー図を示しております。

27/54ページから34/54ページは、地域クラブ活動への移行における運営形態の類型について、国のガイドラインを参考とした体制イメージを示しております。

35/54ページをご覧ください。「2 おわりに」として、この取組が持続可能なものとなるよう、財政的な支援を強く国に要望していくことを改めて示しております。

36/54ページ以降は資料です。

方針本体（案）の説明は以上です。それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

笠原委員

常任委員会等でご意見をいただいて、変わったところがあれば教えてください。

保健体育課長 常任委員会と大きく変わったところはありません。一部、文言修正等が行われている程度です。

下城委員 他はいかがでしょうか。パブコメも行われたということですが、それはどんな感じだったのですか。

保健体育課長 パブコメは大変多く、903件の意見をいただきました。意見をたくさんいただきましたけれども、そのうち、反映できるもの、また、参考にさせていただくもの、今後の検討のときに使わせていただくものというような形で分類し、反映できるものについては、可能な限り、今回、反映いたしました。

下城委員 大きな変更はなかったということですね。

教育参事監 今、申し上げた903件の中には、市町村への意見照会で市町村からいただいた件数が若干入っていますので、県民の方から直接いただいた件数は866件です。

下城委員 方針を変更しなくてはいけないような大きな指摘とか、あるいは反対意見とかではなかったということよろしいですね。
他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 35/54ページの「終わりに」というところで、先ほど保健体育課長からもありましたけれども、負担軽減に関するもの、費用面の課題というのは非常に大きいと。それに関しては、国に強く要望していく形なのですが、かなり自治体への負担度が現状としては大きい部分です。その辺のところについて、今、運営上、非常に困っているところはないのですか。

保健体育課長 今、実際に取組を進めていくところについては、国の予算を使い、財政的な支援を行っております。今回、8月にはスポーツ庁から概算要求も公表されたので、こちらを市町村に提供して、市町村から、部活動指導員の希望や実証事業の希望等についてもたまたま調査をし、予算調整をしているところです。

笠原委員 事例集に載っている秦野市や大磯町からの課題でも「今後の継続に当たっては費用面が非常に大きな課題である」と言われているわけです。そうすると、国に要望していくと、タイムラグがあるわけで、現実にはどんどん進んでいくわけです。そうするとやはり、その部分での負担は結果的に保護者に行ってしまうたり、自治体が背負わなければいけないというところで、本当に、見切り発車という失礼かもしれませんが、走りながら何とか対応していくという状況が今なのかという気がして、結局、現場に全部荷物が行ってしまうという状況が、なかなか釈然としないところがあるのですが、県としてはこの方針を作った後のフォローはどういうふうになっているのでしょうか。今後、課題を吸い上げて、それを整理していくところを県とし

てはどの程度やっていくという見込みなのでしょうか。

保健体育課長　　これまでも地域の方々やスポーツ団体等を集めた連絡会を行っており、そういった課題を挙げていただきながら、課題を共有し、どういったことが考えられるかという連絡会を行ってきていました。今後、県では、協議会のようなものを立ち上げて、県、それぞれの市町村の困り感だとか、課題をしっかりと把握をし、今後どう進めていくべきかという検討は引き続き進めていきます。また、県として、コーディネーターを活用して、市町村の聞き取り等も実施しながら、そういったものもしっかり把握をし、取り組んでいきたいと考えております。

笠原委員　　子どもたちの部活動の場を保障するというのも、もちろん重要なことなのですが、それに関わってくださるの方々に対しても、やはり、しっかりとした対応がなされていくということが必要だろうと思うので、どちらかにマイナスが行かないように、是非、それぞれしっかり役割を果たしていただければと思います。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

関連して、私からも。2年前に国が言い出したときに、もう来年度、早速やれという話でびっくりしたのですけれども、その後、国が、3年ぐらいかけてというふうに若干スピードを緩めたというのもあり、今、神奈川県最後のところで、やはり継続的にやるためにはお金が必要なので、ここは国がきちんとやってほしいという、もちろんそのとおりなのですが、もう一方で、やはりそんなに慌ててやって失敗したらどうするのという、慎重に進めなければという気持ちがあるのだと思います。本音のところ、お金だけではなくて、とても大事なことで、一つは教員の働き方改革ということから言えば、これは早く進めてほしいという思いもある一方で、もう一つ、やはり休日とはいえ、外部の人にこれだけ教育を任せるという中で、子どもたちの安全、あるいは責任はどうするのだという、慎重に考えていかななくてはいけないこともやはりあるので、1年でいきなりはできませんという、何年もかけて少しずつ準備してという。前からも申し上げていますが、研修、外から入ってきてもらう人たちに、教育公務員は特別な仕事で、子どもたちがクライアントであるということとは他にない、非常に慎重にふるまわなければいけない仕事なのだとことを分かっていたかないと、いろいろ不祥事とかもある中で、それが増えかねないということの危惧もありますので、ここはしっかりしていかなければいけない。早々に1年か2年でお金さえ揃えばという話ではないので、少しずつ慎重に進めていかなければいけない問題でもあると思いますので、まず、お金を要求するのはもちろんですが、下りて来るようになったところで、さらにまた慎重に進めていただければと、これは要望です。お願いします。

吉田委員　　下城委員の言うとおりでと思います。そういったところで「私がやる」という人は、勝利至上主義的な熱い人たちがきっと多いことが予想されるよね。だから、注意するシステムを作っておかないと、地元の人が「それは行き過ぎだ」となかなか言いにくいから、遠く離れた県教育委員会が客観的な形で、うまくコントロールするとい

う形を是非。そうではないと、いろいろなトラブルが出てきそうですよね。そして、細かいことを言えば「うちの子どもを使った」とか「レギュラーにしなかった」とかそんな細かいこととかが、結構出てきたりすると思うので、客観的にきちんと見てあげて、うまくコントロールするような、そういうシステムを作ってほしいと思います。「個人が悪いのではない、システムが悪いのだ」ということをきちんと言えるような形のものを作る。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上にしたいと思います。これは採決です。教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第26号議案、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続きお願いします。

下城委員 では次に、日程第1の定教第27号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。

会議規則第35条第2項の規定により出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長を指定します。

(11時09分非公開の会議に入り、11時30分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の委員会の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和5年10月24日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第27号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第28号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。